

流山市市民参加条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第16条の規定に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。

【趣旨】

本条は、流山市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)第16条に規定されている市民等の市政への参加に関して、手續その他必要な事項について定め、市民等の市政への参加を保障するため条例を制定するものです。

【解説】

自治基本条例第16条では、市民等の市政への参加に関する手續その他必要な事項については、別に条例で定めると規定しています。自治基本条例第4条の「基本理念」、第11条の「参加の権利」、第12条の「子どもの意見表明の機会の保障」、第13条の「参加の機会の保障」、第14条の「提案制度」、第15条の「協働によるまちづくり」に規定する事項を踏まえて、本条例を定め、市民自治を推進することを目的としていることを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (2) パブリックコメント手続 市の政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- (3) 意見交換会 市の政策について、市民等と市が意見を交換するために市が開催する会議をいいます。
- (4) 公聴会 市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。
- (5) 政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

【趣旨】

用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

なお、自治基本条例で定められている用語の定義と同一のものについては、第1条において、この条例の制定目的において自治基本条例を引用していることから改めて本条例では、定義しませんでした。

「市民」 本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。

「市民等」 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。

「市」 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。

「市政」 行政の運営及び議会の活動をいいます。

「参加」 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。

「協働」 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を

共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

【解説】

【第1号】

「附属機関」とは、市民等や専門的な知識を有する者の意見を行政の運営に反映するため、法律や条例により設置する合議機関をいいます。

「これに類するもの」は、法律や条例に基づかず、行政の運営に対する市民等の意見の反映を目的として、要綱等により設置するものをいいます。

【第2号】

この号は、市民参加の方法の一つである「パブリックコメント手続」の定義について、規定しています。

【第3号】

「意見交換会」は、市が市民等と対面し直接意見を聴くことや議論し合うことができる会議をいいます。タウンミーティングをはじめ、シンポジウム、フォーラムなど、市民等が議論し合うことが入っているものも含まれます。

【第4号】

「公聴会」は、「意見交換会」とは区別し、市が政策を決定する際に反対意見や賛成意見が存在する場合、それぞれの意見を持った市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。

【第5号】

政策提案制度とは、市民等が自発的に具体的な政策を提案し、それに対して、市が意思決定を行い、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

政策提案制度は、個人的な意見や要望ではなく、豊かな知識と経験を持つ市民等が、政策等の提案を自発的に市に行い、行政の運営に参加できる仕組みです。

また、市は、対象事項等について、市民等から政策の提案を求めることもできることから、政策を策定する初期の段階から、市民等の意見やアイデアを活かすことができます。

(基本原則)

第3条 市民参加は、すべての市民等にその機会を保障し、政策形成のできるだけ早い時期から行われなければなりません。

2 市民参加は、市民等、市及び議会が情報をわかりやすく発信するとともに、これを共有して行われなければなりません。

3 市民参加は、市民等、市及び議会がそれぞれのもつ特性を生かし、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われなければなりません。

【趣旨】

本条では、市民参加における市民等、市及び議会の市民参加の基本となる原則を規定しています。

【解説】

【第1項】

すべての市民等に市民参加の機会を保障することを基本的な考え方とし、「できるだけ早い時期」とは、行政活動における計画の立案、実施、評価、改善の段階における市民参加だけでなく、問題発見、課題設定の段階を意味します。

【第2項】

市民等、市及び議会の情報の共有について定めたものです。情報共有は、市民参加の前提条件です（自治基本条例第8条参照）。こうしたことから、市民等、市及び議会は、相互に積極的に市政に関する情報を提供するだけでなく、その情報が相互に伝わるよう配慮する必要があります。

また、情報は、様々な市民等に配慮し、表現や発信方法等にも工夫する必要があります。

例えば、公表する内容が、市民等が読むことに大きな負担を感じるものは、概要など整理した資料を作成し、同時に公表することなどがあります。

【第3項】

市民参加における市民等、市及び議会の関わり方について規定したものです。

地方自治体では、市長と議員をともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制度をとっていますが、その特徴は、市長と議会がともに住民を代表するところにあります。こうしたことを踏まえ、市民参加は、

市民等、市及び議会が、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われることが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、市民参加を推進するために、市民等に積極的に情報を提供しなければなりません。

2 市は、市民等が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければなりません。

3 市は、市民参加の手續により述べられた意見等を十分に考慮し、その反映に努めなければなりません。

4 市は、市民参加の手續により述べられた意見等に対する検討の結果について、速やかに公表しなければなりません。

【趣旨】

本条例により、市民参加の手續を定め、効果的に行政への市民参加を進めていくためには、それにふさわしい市民参加の環境を整備することが必要です。こうしたことから、その環境を整備するために大きな役割を果たす市の責務について、規定しています。

【解説】

【第1項】

市民等が日頃から市に対して関心を持ち、その関心を市民参加に発展させるためには、情報共有が大切です。市は、市民等から要望や申出があつて情報提供するのではなく、市が市民参加を常に意識し、わかりやすく情報を積極的に発信するよう心がけなければなりません。

【第2項】

「参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供する」とは、政策形成のできるだけ早い時期から行われる市民参加の手續の中で、より多くの市民等から意見を聴取する場合には、時間、場所、実施方法等を配慮することなどをいいます。

【第3項】

市民参加の手續を行う場合は、複数の方法によって行われることとなります(第6条)が、それぞれの市民参加の手續によって述べられ

た意見を十分検討して、反映に努めることが必要です。「十分に考慮」とは、「多面的かつ総合的」（第12条）と同義語であり、行政面、財政面、人事面からの検討をいうものです。

【第4項】

市の説明責任を果たし、市民等との信頼関係を築くために、市民参加の手續により述べられた意見等に対する検討を終えた場合は、速やかに公表することが必要であるため、これを市に義務付けたものです。

（市民参加の対象）

第5条 市は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければなりません。

- （1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更
- （4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- （5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- （1）軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの

3 市は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、速やかにこれを公表し、十分な説明を行わなければなりません。

4 市は、対象事項以外の事項についても、市民参加の対象とすることができます。

【趣旨】

本条は、市民参加の対象事項に関する事項について、規定していま

す。

【解説】

【第1項第1号】

市は、総合的かつ長期的な視点に立って策定された基本構想やその実現を図るための施策の展開を体系別に整理し方向性を示した基本計画は、本市の市政運営の指針となるもので、市民等と市が将来に向けた共通の認識や目標を持つことが大切です。

「その他基本的な事項を定める計画」には、男女共同参画プラン、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、都市計画マスタープラン、都市景観形成基本計画、環境基本計画、地域防災計画などがあります。

【第1項第2号】

「行政の運営に関する基本方針を定める条例」は、流山市の基本的な考え方を示しているもので、当該条例に基づいて行政を運営していくためには、市民等の理解と協力が不可欠であり、当該条例を制定又は改廃するときは、市民参加の対象としたものです。

具体的には、自治基本条例、市民参加条例、行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例などがあります。

「市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」は、市民の権利や義務にかかわり、市民生活に重大な影響を与えるもので、権利制限の限度や課せられる義務の内容等の合理性について、市民の理解と協力を得ながら検討する必要があることから、これらの条例の制定や改正又は廃止するときは、市民参加の対象にしたものです。具体的には、手数料条例、路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例、自転車の放置防止に関する条例、公害防止条例などがあります。

【第1項第3号】

限られた財源を有効に使い、市民ニーズに合った利用しやすい施設とすることが求められていることから、市民参加の対象としたもので、「公共施設」には、小学校、中学校、体育館、図書館、道路、公園、下水道などの公共の用に供される物的設備がこれに含まれます。

ただし、道路、公園、下水道など都市計画事業に関するものは、都市計画法等の関係法令で市民参加の手法が定まっているため、公共施設に該当しても、次条第1項の規定により、本条例からは除外されています。

「設置に係る計画の策定又は変更」とは、施設の新設、改築、増築の基本方針、基本計画などをいいます。

【第1項第4号】

「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」には、第5条第1項第1号から第3号に掲げる以外のもので、市民に労力や負担を求める等市民の理解と協力が必要なものをいいます。

各種施設の利用料金、通学区域の設定、家庭ごみの有料化などがあります。

【第1項第5号】

条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、この条例の施行規則で定める市民が納付すべき金銭の額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更については、市民参加の対象となります。

条例以外で定める市民が納付すべき金銭には、現在、流山市保育料徴収規則で規定されている保育料、流山市健康診査等に関する規則で規定されている一部負担金、流山市社会福祉施設入所等措置に要する費用の徴収に関する規則で規定されている費用などがあります。

施行規則で定めるに当たっては、それが公法上の債権であるか否か、対象者の多寡等を考慮します。

なお、本号で規定する市民参加の対象事項は、額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更についてであり、基本方針の策定又は変更に伴わない額の設定又は改定は、対象としていません。消費税率の改正に伴う額の改定などは対象外となります。

【第2項第1号】

第1項に該当する市民参加の手続の対象事項であっても、市民等の考えを反映させる余地がない場合、必要性に乏しい場合、さらに時間的制約によって、市民参加を行うことが施策の実施の適切な時期を失する場合もあることから市民参加の手続を行わないことができるものです。

市民参加の「軽易なもの」とは、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない場合などです。

【第2項第2号】

「緊急に行わなければならないもの」とは、意思決定に迅速さが求められ、市民参加を行ってその意思を決定するまでの時間を費やせな

い場合をいいます。

【第2項第3号】

「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令に一定の基準が定められているものなど、その基準に基づいて行うものをいいます。例えば、税法等の法律及びこれに基づく政令や省令によって一定の従うべき基準が示されている場合などがあります。

【第3項】

第1項の市民参加を求める対象事項のうち、第2項に該当し、市民参加の対象としなかったときは、その内容及び理由を速やかに公表し、十分な説明を行うことにより、市民への説明責任を果たすことを規定したものです。

【第4項】

本条例の制定の趣旨を踏まえると、対象事項以外の事項についても、市民生活への影響などを考慮し、市が必要と判断した事項については、市民参加の手続を行うことができるよう規定したものです。

(市民参加の方法)

第6条 市は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加の手続を行うときは、法令（条例を含む。）に市民参加の手続について別に定めのある場合を除き、次に掲げる方法のうち、適切と認める複数の方法により行わなければなりません。

- (1) 審議会等の開催
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 意見交換会の開催
- (4) 公聴会の開催
- (5) 政策提案制度
- (6) その他の効果的と認められる方法

2 前項第6号に規定する市民参加の手続を行う場合の方法は、市長が別に定めます。

【趣旨】

市民参加は、問題発見、課題設定、計画の立案、実施、評価、改善等様々な段階で、市民等の意見が行政の運営に反映されるようその方

法を規定しています。

市民参加の方法には、それぞれ特性があり、政策等の形成段階や内容により、実施時期や効果的な方法は異なります。また、参加しやすい方法は、市民等により異なることから、複数の市民参加の方法を組み合わせることにより、より多くの意見を聴取することができます。

【解説】

【第1項第1号】

市民参加の方法の一つとして、審議会等の開催を規定しています。

審議会等は、学識経験者等、専門的な知識や経験を有する者が話し合い合意形成を図っていくものですが、公募による市民等を加え、市民の意見を聴く機会を設けることにより、市民の意見を反映した結論を導くことができます。

【第1項第2号】

市民参加の方法の一つとして、パブリックコメント手続を規定しています。

パブリックコメントを日本語に言い換えると「意見公募」、「意見提出手続」となりますが、市の政策の策定過程において、当該策定しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

【第1項第3号】

市民参加の方法の一つとして、意見交換会の開催を規定しています。

意見交換会は、市民等と市が直接、双方向の意見の交換ができます。市が開催するタウンミーティング、比較的少人数で自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図るワークショップ、意見交換が内容に含まれている説明会についても、意見交換会に該当します。

【第1項第4号】

市民参加の方法の一つとして、公聴会の開催を規定しています。

公聴会は、市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。

【第1項第5号】

市民参加の方法の一つとして、政策提案制度を規定しています。

市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

政策提案制度は、市民等自らが対象事項について主体的に提案をできるだけでなく、市からも対象事項等について、提案を求めることができます。

【第1項第6号】

市民参加の方法の一つとして、その他の効果的と認められる方法を規定しています。

「その他の効果的と認められる方法」は、市民参加の手続の方法として定めた、審議会等の開催、パブリックコメント手続、意見交換会の開催、公聴会の開催、政策提案制度以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、その方法を積極的に用いることを定めたもので、アンケート、市民意識調査、自治基本条例の策定プロセスで用いられた地域でのパブリック・インボルブメント（PI）など、市民等の市政に対する意見や意思を把握するための様々な方法が考えられます。また、近年、市民参加の手法として、自治体でも導入されている住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、参加を承諾した者の中から参加者を選ぶ無作為抽出型市民会議や討論型世論調査などがあります。

【第2項】

その他の効果的と認められる方法を実施する場合の手続については、市長が別に定めることを規定したものです。

(審議会等の委員等)

第7条 市は、審議会等（対象事項（第5条第4項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。）の審議等を行うものに限る。以下この条、次条及び第9条において同じ。）の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、委員の総数の3分の1以上が公募の方法を通じて選任される市民等（以下「公募による市民等」という。）になるよう努めなければなりません。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的に鑑み、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任の状況その他の事情を勘案し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。

3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表しなければなりません。

【趣旨】

市は、対象事項等に係る政策を決定する上で専門的な意見や市民の意見を反映させる必要があるときは、審議会等に付議する場合がありますが、審議会等の議論に市民等の多様な考え方を反映し、市民等にかかれた議論の場とするため、委員の公募その他委員の選任について規定しています。

【解説】

【第1項】

対象事項（第5条第4項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。）の審議等を行う審議会等の委員の選任に当たっては、専門的な議論にも、市民等の視点が必要です。この本項において、「法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募による市民等を含めるものとし、その割合は、委員の総数の3分の1以上になるよう努めなければなりません。」と規定しています。努力義務として規定している理由は、その審議会等が、個人のプライバシーに関することを審議したり、専門的知識や経験を優先させる必要がある場合や、公募になじまない性格の審議会等もあり、更に公募しても応募がない場合も考えられるからで

す。

こうしたことから、公募の委員による市民等が委員総数の3分の1に満たない審議会等であっても、市民参加の方法とすることを妨げるものではありません。

また、審議会等によっては、審議内容にかんがみ、自治会の役員や市民公益活動団体を代表するものなど市民等の範疇に含まれるものを選任区分としていますが、この場合は、公募の努力義務が課されることはありません。公募することも、公募の対象から除くこともできます。

市民等の選任区分以外の選任区分であっても、公募を行い、選任された結果、その者が市民等の範疇のものであれば、公募の方法を通じて選任される市民等の割合に含めます。

【第2項】

審議会等の委員の選任に当たっては、市民等の多様な意見をもとに議論するためには、当該審議会等の目的にかんがみ、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任の状況その他の事情を勘案し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めることを規定したもので、多くの市民層の意見の反映を確保するとともに、特定の意見に偏らないようにしたものです。

【第3項】

透明性を確保するため、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表することを定めたものです。

(審議会等の会議の公開等)

第8条 審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができる定められているときは、この限りではありません。

2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとします。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開を決定するものとします。

3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとします。

4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の1週間前までに広報又はホームページ等により公表しなければなりません。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではありません。

5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の手続、担当課名その他必要な事項とします。

6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとします。

【趣旨】

審議会等の会議は、専門的な議論が行われますが、法令の規定により会議が非公開とされている場合等を除き、これを公開することで市民等との情報共有を図ることができることから、公開することを規定したものです。

【解説】

【第1項】

審議会等の会議は、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開と定められているときを除き、原則公開とします。

非公開の決定は、議事が確定し、それが継続しているようなときは、第1回目の会議の冒頭で、非公開の決定をすれば、後の会議においてあらためて非公開の決定を行わないとする運営をすることができますが、その旨が市民等にかかるよう公開することが必要です。

【第2項】

前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開し

ないときの会議の運営について規定しています。

【第3項】

審議会等の会議は、公開が原則のため、会議を非公開とした場合は、市民等に理解を得るため、非公開の理由を明らかにすることを規定しています。

【第4項】

多くの市民等に傍聴の機会を提供するために、緊急に会議が開催される場合を除き、会議開催の1週間前まで、広報又はホームページなどで公表することを規定しています。

【第5項】

前項の規定により公表する内容を規定しています。

【第6項】

会議資料の傍聴者への公開（不開示情報を除く。）を通じて、会議の透明性を図るとともに、傍聴者との情報共有により、会議をよりわかりやすくするものです。提供とは、資料の閲覧も含まれます。

（審議会等の会議録の作成及び公表）

第9条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令（条例を含む。）に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。この場合において、会議に提出された資料（流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第7条各号に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を除く。）を併せて公表しなければなりません。

2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません。

3 市は、審議会等から提出された答申及び建議に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。

【趣旨】

審議会等の会議は、透明性を確保するだけでなく、傍聴者だけでなく市民等が誰でも内容等を知ることができるよう会議録又は議事要旨を作成し、公表することにより、情報共有を図るよう規定しています。

会議録が膨大であり、分かりづらい場合、各所に不開示情報があり、分意が伝わりにくくなる場合は、議事要旨とすることができます。

【解説】

【第1項】

審議会等の運営の透明性の確保し、市民等と審議会等との情報共有するために、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第1号）第7条各号に定める不開示情報会議録を除き、市は、会議録又は議事録要旨を作成し、ホームページなどで公開することを規定しています。

【第2項】

会議録及び議事要旨に記載する内容を定めたものです。また、会議録や議事要旨は、市民等が、審議の内容や審議経過を十分理解できるような形式とするよう規定しています。

【第3項】

審議会等から提出された建議や答申をもとに、市が検討を終えたときは、その結果を公表することにより、審議会等の委員だけでなく、市民等が答申に盛り込まれた内容が、その後の政策等にどのように反映されたのかを理解することができるよう規定しています。

（パブリックコメント手続の実施の手続）

第10条 市は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。

- （1）政策の案の目的、趣旨、内容及び背景
- （2）政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点
- （3）前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料
- （4）意見等の提出先、提出方法及び提出期間

【趣旨】

市民等の多様な意見を行政の運営に反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。パブリックコメント手続は、一定時間を要しますが、市民等の意見表明が安易で、現在でも、本市において採用されている市民参加の手法である。そのため政策の案を公表するに当

たっては、市民等がその案件についての内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民等にとって分かりやすさに心がけることが大切です。こうしたことから、事前に公表する事項を規定しています。

【解説】

本条は、パブリックコメント手続の実施により、市民等の意見を求めようとする際、事前に公表する事項を定めたものです。政策の案を公表するに当たっては、(1)政策の案の目的、趣旨、内容及び背景(2)政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点(3)前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料(4)意見等の提出先、提出方法及び提出期間を公表します。

「市民等が政策の案を理解するために必要な資料」には、根拠法令、計画等の策定又は改定に当たっては、上位の計画等の概要、政策等の実施により生ずることが予想される影響の程度及び範囲などがあります。

(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)

第11条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとします。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 書面の持参

2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。

3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。

4 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策の案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るように努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、パブリックコメント手続における意見等の提出方法、提出期間、提出できるものを明らかにするとともに、多くの意見が提出されるよう市の政策の案をわかりやすく市民等に公表することを規定しています。

【解説】

【第1項】

意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参とし、案の公表の際に明示します。

【第2項】

意見等の提出期間を公表の日から30日以上としたのは、行政手続法第39条「意見公募手続」の第3項に、また特別の事情があるときは、これよりも短い期間を設けることができると規定したのは、同法第40条第1項「意見公募手続の特例」に準拠したものです。

【第3項】

意見の提出に当たっては、自治基本条例第36条の趣旨を踏まえ、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つ観点から、市民等が意見を提出しようとするときは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにするよう規定しています。

また、自治基本条例の市民等の責務を踏まえ、住所、氏名を明記していない場合は、市民等の意見として取り扱わないこととします。

【第4項】

基本原則に則り、より多くの意見等を得ることができるよう政策の案をわかりやすく市民等に公表することを規定しています。

(パブリックコメント手続における意見等の処理)

第12条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行わなければなりません。

2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、不開示情報を除き、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに政策の修正内容を公表しなければなりません。

【趣旨】

市は、市民等の意見等を聴くだけではなく、その内容がどのように意思決定を行った際に反映されたのか、その結果について、意見を提出した本人及び他の市民等に理解を得るよう説明責任を果たさなければなりません。

【解説】

【第1項】

市は、パブリックコメント手続により提出された意見等を必ず採り入れることはできませんが、提出された意見等については、あらゆる角度から総合的に検討し、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定することを規定しています。

【第2項】

パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに政策の案を修正したときは、その内容を公表し、市民等への説明責任を果たすことを規定しています。

(意見交換会の開催の手續)

第13条 市は、意見交換会を開催するときは、事前に次に掲げる事項を公表しなければなりません。

(1) 開催の目的(政策の案その他の資料があるときは、当該資料を含む。)

(2) 開催の日時及び場所

【趣旨】

意見交換会は、市と市民等及び市民等が相互に直接議論することにより、双方向のコミュニケーションを図ることができ、論点を整理することができます。

【解説】

【第1号】

意見交換会を開催するときは、開催の目的を明らかにするとともに、開催の目的を市民等が理解しやすいよう資料等があるときは、その資料も併せて公表します。

【第2号】

市民等が誰でも参加できるように意見交換会の開催の日時及び場所を明らかにします。

(意見交換会の開催記録の作成及び公表)

第14条 市は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成するとともに、不開示情報を除き、これを速やかに公表しなければなりません。

2 市は、意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。

【趣旨】

意見交換会は、市が参加者の意見を直接聴く場でもあり、市としての考えを伝える場でもあります。ここから生まれた情報は、意見交換会の参加者だけでなく、市民等の情報共有を図るためにも内容を公表することにより、政策決定の透明化が図られます。

【解説】

【第1項】

意見交換会の開催記録を作成し、公表することにより、意見交換会に透明性を図るとともに、意見交換会に参加できなかった市民等との共有化を図るものです。

【第2項】

意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、結果を速やかに公表し、意見交換に参加した者だけでなく市民等に内容を周知し、情報を共有していきます。

(公聴会の開催の手続)

第15条 市は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表しなければなりません。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 政策等の案及び案に関する資料
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項

2 市は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。

【趣旨】

公聴会の開催手続について規定したもので、本条から第19条までの規定は、市議会における公聴会に準じた内容になっています。

【解説】

【第1項】

公聴会を開催する場合に、市が公表すべき事項について規定したものです。

【第2項】

提出期間内に公述希望者がいないときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表することを規定したものです。

(公述人の決定)

第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする市民等は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出なければなりません。

2 市は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の学識経験を有する者の中から市が決定します。この場合においては、当該案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

4 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者(公述人として決定しなかった者を除く。)及び第2項の規定により公述人とした学識経験を有する者に対し、その旨を文書で通知しなければなりません。

5 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者のうち、公述人として決定しなかった者に対し、文書でその旨を通知しなければなりません。

【趣旨】

公述人を決定する手続について規定したものです。

【解説】

【第1項】

公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出ることを規定したものです。

【第2項】

公聴会は、市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。こうしたことから、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことにより、広く意見を聴き政策の決定を行うものです。

【第3項】

文書であらかじめ申し出た市民等の中から、公述人を決定する場合

は、賛成者、反対者の一方に偏らないように配慮することを定めたもので、学識経験を有する者によって意見が分かれている場合は、公平を損なうことがないよう配慮して決定します。

【第4項】

公述人を決定したときは、その旨を文書で通知することを規定したものです。

【第5項】

公述人を決定したときは、公述人として決定しなかった者に対しても、文書でその旨を通知することを規定したものです。

(公述人の義務)

第17条 公述人が公聴会において発言しようとするときは、公聴会の議長の許可を得なければなりません。

2 公聴会における公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはなりません。

3 公聴会における公述人の発言がその範囲を超え、又は公聴会において公述人に不穏当な言動があるときは、公聴会の議長は、発言を制止し、又は退席させることができます。

4 公述人は、公聴会において公聴会の議長に対して質疑をすることができません。

【趣旨】

公述人の義務について規定したものです。

【解説】

【第1項】

公聴会が円滑に運営されるよう公述人は議長に許可を得て発言することを規定したものです。

【第2項】

公聴会は、市の政策の案に対して、市民等の意見を聴くために開催することから、公述人は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するができないことを規定したものです。

【第3項】

公述人の発言がその範囲を超え又は公聴会において公述人に不穏当

な言動があったときは、公聴会の秩序を維持するため議長は、公述人の発言を制止し又は退席させることができることを規定したものです。

【第4項】

公聴会は、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために開催する会議であり、議長と公述人が意見を交わす場ではないことから、公述人は、議長に対して質疑をすることができないことを規定したものです。

(公聴会における代理人又は文書による意見の陳述)

第18条 公述人は、公聴会において代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができません。ただし、公聴会の議長が特に許可した場合は、この限りではありません。

【趣旨】

公聴会における公述人の代理人の発言及び文書による意見陳述の義務について規定したものです。

【解説】

公聴会において、意見を述べることができるものは、公述人として、市が決定したものに限られますが、身体的な事情等により、決定した公述人が意見を述べられないときは、代理人に意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができることを規定したものです。

(公聴会の議事等)

第19条 公聴会は、市が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

2 公聴会の参加者は、公聴会を進行させるための公聴会の議長の指示に従わなければなりません。

3 公聴会の議長は、公述人に対して質疑をすることができます。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市に報告しなければなりません。

5 市は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を不開示情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

【趣旨】

公聴会の運営事項について、基本的な事項を規定したものです。

【解説】

【第1項】

公聴会の議長及び議長の役割を規定したものです。

【第2項】

公聴会を円滑に進めるための議長の権限を規定したものです。

【第3項】

議長は、述べられた意見に対しての疑問がある場合は、公述人に対して質疑ができることを規定したものです。

【第4項】

公聴会の議長が市に報告する事項を規定したもので、規則に定める事項とは、公聴会の開催及び閉会の日時、公聴会に付した案件の名称、出席者、公聴会の議事、議長が特に必要があると認めた事項をいいます。

【第5項】

市は、公聴会が終了したときは、公聴会を傍聴できなかった市民等に対しても内容を周知するため、前項の規定により報告された記録を不開示情報を除き公表することを規定したものです。

(政策提案の提出及び審査等)

第20条 市民等は、10人以上の連署をもって、その代表者が政策提案制度により公益的な観点から市に対して対象事項について提案をすることができます。

2 市は、対象事項等について、政策提案制度により提案を求めようとするときは、次の事項を事前に公表しなければなりません。

- (1) 提案を求める政策の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案方法及び提出期間
- (4) その他提案に関して必要な事項

3 市は、提案のあった政策等について公開による審査を実施し、審査結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、不開示情報を除き、これを公表しなければなりません。

【趣旨】

市民等が具体的な政策を市に提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。その政策提案の提出要件及び審査等について規定したものです。

【解説】

【第1項】

政策提案を行う市民等は、10人以上の連署をもって、その代表者提案書を提出します。本項に基づく政策提案は、単なる個人的な意見ではなく、市民等が市の全体のことを考えた政策を実現するため、対象事項について具体的な提言をするものです。10人以上の連署を必要とした理由は、政策提案という市民参加に当たって、市民等の豊かな経験と発想から生まれた提案が、市民等同士の中で議論が重ねられることにより、提案の内容がより磨かれ、さらに充実したものとなることを目指したものです。

提案の時期については、制限を設けていないため市民等は何時においても、10人以上の連署により対象事項について、政策提案を行うことができます。

なお、本市では、自治基本条例第12条で、次世代を担う子どもが、自己に関係のあるまちづくりなどの事柄について、意見の表明という

まちづくりへの参加の機会を設けることは、自治能力を形成していく上で重要な意味があるという観点から、子どもの意見表明の機会の保障について規定していることを踏まえ、政策提案における年齢制限は設けていません。

【第2項】

市が、市民等に政策提案制度により提案を求めようとするときの公表すべき事項を規定したものです。前項の政策提案とは異なり、市の事務の全域にわたる政策提案が可能となっています。

【第3項】

本項は、第1項又は第2項の規定により、市民等から提案のあった政策等について、公開による審査を実施し、審査結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知し、公表することを規定したものです。

(議会における市民参加の促進)

第21条 議会は、「開かれた議会」を標榜する流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）にのっとり、議会における市民参加を促進しなければなりません。

2 議会における市民参加の手続については、議会で定めるものとします。

【趣旨】

議会における市民参加の促進及び市民参加の手続について規定したものです。

【解説】

【第1項】

この条例は、流山市自治基本条例第16条の規定に基づき、市民等の行政の運営及び議会の活動への参加の手続その他必要な事項を定め市民自治を推進するために制定しましたが、議会における市民参加の促進については、「開かれた議会」を標榜する流山市議会基本条例にのっとり、促進することを規定したものです。

【第2項】

市の市民参加の方法については、第6条で、審議会等の開催、パブ

リックコメント手続、意見交換会の開催、公聴会の開催、政策提案制度その他効果的と認められる方法を規定しましたが、議会における市民参加の手続については、議会基本条例にのっとり、市民参加を促進する議会において定めることを規定したものです。

議会における市民参加として、議会基本条例第9条に規定するように、議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとし、その意見交換の場の一つとして、同条例第10条では、市民の関心や意見を直接聴く貴重な機会として、議会報告会を位置づけて、実施していくことを規定しています。

また、市の市民参加の方法として、公聴会の開催を掲げていますが、議会では、議会基本条例第17条第2項では、委員会を適切に運営するに当たり、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて、参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことを規定しています。

市の政策提案制度と同様に、市民等が具体的に政策提案できる議会の制度には、請願、陳情があります。

さらに、議会において、市民参加の方法として効果があるとして行われているものに、本会議の傍聴者や議会報告会の出席者に行っているアンケート、議会ホームページのリニューアルに向けて、平成24年5月に実施したインターネット上でのアンケートがあります。

(協働における市の役割)

第22条 市は、協働を推進するため、次の各号に掲げる事項を行うものとし、ます。

- (1) 協働に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民等の交流及びネットワークの構築のための支援
- (3) 市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援
- (4) 協働を推進するための人材育成
- (5) その他協働の推進に必要な事項

【趣旨】

協働を推進するため、市が行う事項について規定したものです。

【解説】

【第1号】

協働を推進するためには、市民等と市、市民等相互の情報の共有が大切です。そのためには、市は、協働に関する基本的な情報の収集を行い、それを提供することを定めたものです。基本的な情報には、市政運営に関することや地域コミュニティの活動に関する情報も含まれます。

【第2号】

市民等は、連携することにより大きな力を発揮することができます。この連携を図るためには、市民等相互の交流の場を設け、市民等が相互に連絡がスムーズにできるよう環境を整備するほか、市民等のネットワークを構築するための支援を行うことを規定しています。

【第3号】

市は、協働に関する情報の収集及び提供並びに市民等の交流及びネットワークの構築のための支援を通して、情報を蓄積することができます。

この情報を活用し、市民等の活動によって課題解決が困難な場合は、市民等の連携をコーディネートするなど必要な支援を行うことを規定しています。

【第4号】

協働を推進するためには、そのための専門知識や経験、ノウハウを持った人材を育成することが必要です。こうしたことから、市民等を対象とした講座の開催や研修を行うことを規定したものです。

【第5号】

その他協働の推進に必要な事項には、地域コミュニティへの財政的支援や市民活動推進センターの機能の強化、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備などがあります。

(流山市市民参加推進委員会の設置)

第23条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、流山市市民参加推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

【趣旨】

推進委員会は、この条例に基づく市民参加を推進するとともに、実

効性のある制度とするため、条例の運用に関する評価及び改善のための提案などを行うために附属機関として設置するものです。

【解説】

推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関であることを明らかにしたものです。

(推進委員会の所掌事務)

第24条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとします。

- (1) この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議
- (2) この条例の見直しに関する審議、検討及び調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査

【趣旨】

推進委員会の所掌事務について定めたもので、この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議、この条例の見直しに関する審議、検討及び調査のほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査を明示したものです。

【解説】

【第1号】

推進委員会は、この条例の運用に関する評価及び改善のための答申をするほか、自ら建議をすることができます。

【第2号】

推進委員会は、この条例の見直しに関する審議、検討及び調査をすることができます。

【第3号】

第1号及び第2号のほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査を行います。

(推進委員会の組織等)

第25条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織します。

- (1) 公募による市民等
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【趣旨】

推進委員会の委員構成及びその任期を定めたものです。

【解説】

【第1項】

市民参加の手続を定めたこの条例は、市民のニーズなどを反映して、改善していかなければなりません。こうしたことから、市民の視点に立った話し合いの場として、推進委員会を設置し、委員総数を10人以内としています。

第1号「公募による市民等」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者、市内で働く者、就学する者、市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。

第2号「市内で地域活動を行う団体を代表する者」とは、自治会やNPOを代表する者をいいます。

第3号「学識経験を有する者」とは、市民参加について、専門的な知識や経験を有する者をいいます。

第2号に規定する者は、市民等の範疇に入るため、第1号の公募による市民等を公募する場合は、2号の者を除いて募集する運用になります。

【第2項】

委員の任期について定めたもので、流山市附属機関に関する条例で規定されている他の附属機関の委員の任期で、一般的となっている例にならい2年としました。

(推進委員会の委員長及び副委員長)

第26条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置きます。

2 委員長は、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選により定めます。

3 副委員長は、委員の互選により定めます。

4 委員長は、推進委員会の事務を総理し、推進委員会を代表します。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

【趣旨】

推進委員会を運営する委員長、副委員長について定めたものです。

【解説】

【第1項】

委員長及び副委員長の人数を規定しています。

【第2項】

委員長の選出方法については、推進委員会が、この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議、この条例の見直しに関する審議、検討及び調査のほか市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査するなど、幅広い検討を想定していることから、学識経験を有する者として委嘱されたすべての委員のうちから委員の互選により定めることを規定しています。

【第3項】

副委員長の選出方法について規定しています。

【第4項】

委員長の職務と役割について規定しています。

【第5項】

副委員長の職務と役割について規定しています。

(推進委員会の議事)

第27条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。

2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。

3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、推進委員会の議長の決するところによります。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席することを要請し、その説明又は意見を聴くことができます。

【趣旨】

推進委員会の会議の招集の権限、会議の定足数、表決及び可否同数の場合の裁決権について明らかにしたものです。また、推進委員会は、議論の過程で必要な場合は、市の職員をはじめ、参考意見を聴くことができる者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができるようにしたものです。

【解説】

【第1項】

委員会の会議の招集を委員長とし、委員長が会議の議長となることを規定しています。

【第2項】

会議の定足数について規定したもので、出席委員には、委員長を含みます。

【第3項】

表決の結果、可否同数のときは、議長が裁決権を行使します。

【第4項】

推進委員会では、市の職員や参考意見を聴くことができる者を委員会に出席することを要請し、説明や意見を聴くことができることを規定したものです。

(推進委員会の会議の運営等)

第28条 前条に規定するもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができます。

【趣旨】

委員長の権限を明確にすることにより、円滑な会議の運営を行うものです。

【解説】

【第1項】

委員長が、推進委員会の会議の議事を整理し、委員会の会議の運営上必要事項について定めることができることを規定し、円滑な委員会運営を図るものです。

(推進委員会の部会)

第29条 推進委員会に専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名します。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定めます。

4 部会長は、部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理します。

6 前2条の規定は、部会の会議に準用します。この場合において、第27条中「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「、部会に属する委員の」と、「出席委員の」とあるのは「出席した部会に属する委員の」と、「委員以外の」とあるのは「部会に属する委員以外の」と、前条中「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとします。

【趣旨】

政策提案は、専門的な内容について様々な視点から調査検討するこ

とを求められることもあるから、必要に応じて、部会を設置し、専門的な議論を行います。

【解説】

【第1項】

部会の設置について規定しています。

【第2項】

部会に属する委員は、その経歴等により委員長が指名することとします。

【第3項】

部会長及び副部会長の選出について規定しています。

【第4項】

部会長の役割について規定しています。

【第5項】

副部会長の役割について規定しています。

【第6項】

第27条及び第条の規定は、部会の会議に準用することを規定しています。

(議会への報告)

第30条 市長は、この条例に基づく市民参加の実施の状況に関し、毎年1回、議会に報告するものとします。

【趣旨】

この条例に基づく市民参加の実施状況を議会に報告することを規定したものです。

【解説】

市長は、市民参加の実施の状況に関して、推進委員会に諮問することにより、客観的な立場から市民参加の実情と市民自治の推進状況を把握し、検証するとともに、その結果を毎年1回、議会に報告します。

(条例の見直し)

第 3 1 条 市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

【趣旨】

この条例は、社会情勢や市民参加の状況を踏まえ、条例の運用状況や効果を検証し、市民参加がより一層推進されるよう適宜条例の見直しを行うことを規定したものです。

【解説】

条例の制定や改廃の提案の権限は、市長と議会にあります。この条例は、直接選挙により選ばれた市長と議員から構成された議会が、適時、社会情勢や市民参加の状況に応じて、見直しを行うことを規定したものです。

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項は、市が規則で定めることを委任することを規定したものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により、市民参加の手続を実施することが困難であると認められるものについては、この条例の規定は、適用しません。

【解説】

【第 1 項】

本条例の施行期日について、平成 2 4 年 1 0 月 1 日と定めたもので

す。

【第2項】

経過措置として、本条例の施行期日において、市民参加の対象事項について、既に着手され又は着手のための準備が進められているものについては、時間的な制約その他正当な理由により、市民参加の手続を実施することができないものについては、本条例の規定を適用しないことを規定したものです。